

中 自 協 通 信

第11号 発行日:令和3年3月5日 発行者:中部地区自治協議会

◎ 自治協議会の活動拠点について

1 公民館からコミュニティセンターへ

令和3年4月1日に、「中部地区公民館」は「中部地区コミュニティセンター」に生まれ変わります。コミュニティセンターは、これまでの社会教育活動に加え、少人数での利用やランチミーティング、収益を伴うイベントなど利用の幅を広げ、気軽に集まることができる地域の拠点施設となります。

地域活動の観点では、

- ① 町内会等や地域活動団体で構成される地区自治協議会は、基本的には民間団体ですが、その事務局をセンター内に設置することができます。(条例で規定)
- ② 料金や予約時期の優遇により地区自治協議会や町内会等によるセンターの利用促進を図ります。

コミュニティセンターで行われる様々な地域活動に多くの人に参加することによって「自分たちの地域は自分たちでつくっていく」といった地域の活気につながっていくことが期待されます。

これまでの公民館では…	→	コミュニティセンターになると？
規約のある団体しか使用できなかった。	→	規約がなくても利用可能
施設内での収益活動はできなかった。	→	収益を伴う事業も実施可能(ただし、利用料金が異なる。)
施設内での飲食はできなかった。	→	所定の場所で飲食可能(飲食のみを目的とする使用は原則不可)

皆さんの創意工夫でコミュニティセンターをどんどん利用してください。

2 柔軟な交付金へ

自治協議会の事業には自主財源のほかに佐世保市の交付金を充当していますが、基本的に係る経費の85%が上限となっています。令和3年度以降に実施する事業については、対象経費の拡大と併せ、この制限が緩和されます(交付金総額が多くなるものではありません)。このことにより協議会としての工夫・裁量がより強く求められます。

【主な改正項目】

交付金の充当率 85% ⇒ 100%

懇親会等の経費、役員手当など 対象外 ⇒ 一定の割合まで対象

◎ 令和2年度の自治協議会の事業についてお知らせします。

前号(第10号)でお知らせしていた諸行事のほか、その後、実施・中止の判断をしたものをお知らせします。新型コロナウイルス感染の影響が続く中、3密防止に留意して実施したものもあります。

赤ちゃんハイハイ…中止、レクリエーション大会…中止、文化祭…中止、研修旅行…中止、ウォーキング大会…中止、青少年健全育成事業(マーチングバンド)…令和2年11月28日(土)午前に体育文化館大体育室で実施(裏面に概要を掲載)

青少年健全育成事業（マーチングバンド演奏）

令和2年11月28日（土）午前11時から「中部地区を音楽で応援しよう！」と銘打って、佐世保東翔高校吹奏楽部の生徒さんたちによる演奏が行われました。

中部地区自治協議会の役員の方々には早朝から案内板の設置、受付・案内、座席の消毒作業などに従事していただき深く感謝申し上げますとともに、事前の十分な準備期間を取ることができなかったことで関係者の皆様にご負担をおかけしましたことにつきまして、改めてお詫びを申し上げます。

また、ご来場いただきました200名を超えるお客様、快く演奏依頼を受けていただきました東翔高校吹奏楽部の皆様に感謝とお礼を申し上げます。



編集後記

新型コロナウイルスの感染が確認されて1年が過ぎました。感染拡大はそのうち落ち着くだろうという思惑は見事に裏切られ、窮屈な日々を余儀なくされています。この際、発想の転換をしてみませんか。色々な制約があるからこそこれまでできなかったことや新しい方法を見つけるチャンスが転がっているように思います。ここは、日本の多くの企業経営者がその考えを経営哲学として取り入れている、マネジメントの父と称されるP.Fドラッカーに締めてもらうことにします。「変化への抵抗の底にあるものは無知である。未知への不安である。しかし、変化は機会と見なすべきものである。変化を機会としてとらえたとき、初めて不安は消える。」